

使用済の電気電子機器保管等業者のみなさまへ

- 使用済の電気電子機器が、環境対策が行われないうまま破砕などされ、有害物質の飛散・流出や火災の発生等により生活環境に影響を及ぼすことが懸念されています。
- そのため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」が改正され、平成30年4月1日から以下のとおり施行されています。
 - ①有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者に都道府県知事等への届出を義務付け
※使用が終了し、収集された電気電子機器（廃棄物を除く。）が該当
 - ②有害使用済機器の保管・処分に関する基準の遵守を義務付け
 - ③都道府県知事等による報告徴収、立入検査、改善命令及び措置命令の対象に有害使用済機器に関する規定を追加（これらに違反したときは罰則の対象）



有害使用済機器の対象品目

対象品目*

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に指定されている4品目と使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に指定されている28品目が対象品目となります。（附属品含む）

家電リサイクル法対象品目（4品目）



小型家電リサイクル法対象品目（28品目）



ファクシミリ、PHS・スマートフォン、ラジオ、ビデオカメラ・DVDレコーダー、デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセット、パーソナルコンピュータ、磁気ディスク装置・光ディスク装置、ディスプレイ、電子書籍端末、電動ミシン、電気グラインダー・ドリル、ヘルスメーター、電動式吸入器、フィルムカメラ、電子レンジ、電気除湿器、電気アイロン・掃除機、電気こたつ・電気ストーブ、電気かみそり、電気マッサージ器、ランニングマシン、電気芝刈機、蛍光灯器具、電子時計、電子楽器 等

※家庭用機器との差異について、現場での判断が容易ではないものに限り業務用機器においても対象となります。

有害使用済機器とは

有害使用済機器 の判別

有害使用済機器は、対象品目に指定された機器のうち、**廃棄物**ではなく、かつ**リユース（再使用）**されないものを指します。



※使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

廃棄物とは

廃棄物は、廃棄物処理法において、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものと定められています。（一部適用除外されるものもあります。）廃棄物は、排出状況により、一般廃棄物と産業廃棄物に大別され、有害性などにより更に細かく規定されています。

工場や事業場の事業活動（物の製造、加工、販売等）に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥、鉍さい、がれき類等20種類を「産業廃棄物」といい、これら以外の廃棄物を「一般廃棄物」といいます。

有害使用済機器又は廃棄物の該当性

使用済の電気電子機器が廃棄物に該当するか否かの判断については、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（平成24年3月19日 環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課長、廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長通知）」等を参考に総合的に判断することとなります。なお、廃棄物を扱う場合は、従前の通り廃棄物処理法の許可等が必要です。

届出対象者

有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする有害使用済機器保管等業者は、事業を開始する10日前までに、都道府県知事等に届け出ることが義務付けられています。

●届出除外対象者

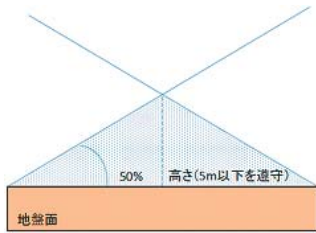
- ・廃棄物・リサイクル関係法令の許可等を受けた者
（例えば、廃棄物処理法の許可業者等及び家電・小型家電リサイクル法の認定事業者等※¹）
- ・小規模事業者（事業場の敷地面積100㎡未満の事業者）
- ・いわゆる雑品スクラップ業者以外の者であって、有害使用済機器の保管等を本業に付随して行う者
（例えば、不良品等の処分を行うために、本業に付随して一時保管を行う製造業者等※²）

※¹ 有害使用済機器が廃棄物になった場合の当該廃棄物の保管等に係る許可等を有し、当該許可等に係る事業場で保管等を行う者に限る。

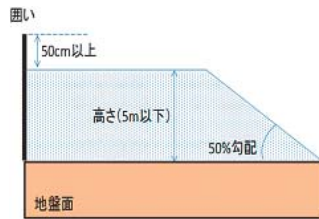
※² 有害使用済機器の適正保管を行うことが想定される者に限る。

保管基準

- ・ 保管の場所の周りに囲い（荷重がかかる場合は構造耐力上安全なもの）を設置すること
- ・ 保管の場所に掲示板を設置すること
- ・ 機器や、保管に伴って生じる汚水が飛散、流出、地下浸透しないような措置を講じ、さらに悪臭、振動、騒音の発生を防止すること
- ・ 電池やバッテリー等の火災の原因となるものを分別して保管すること
- ・ 火災及び延焼防止措置として、保管の集積単位を200㎡以下、容器を用いない場合は保管高さを5m以下とし、集積単位同士の離隔距離を2m以上とすること
- ・ ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること



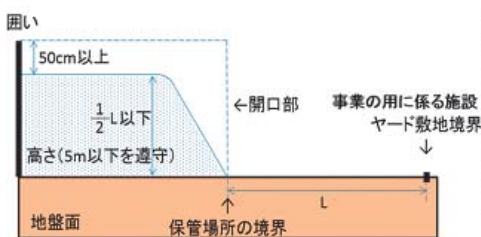
〈1〉 堅牢な囲いに接しない場合



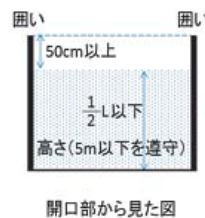
〈2〉 一方が堅牢な囲いに接する場合

有害使用済機器の保管場所	
管理者	氏名または名称
	連絡先
保管又は処分の別	
取扱い品目	
数量	㎡
最大保管高さ	m

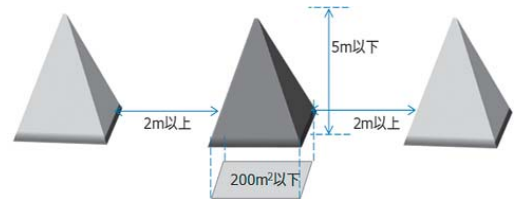
掲示板の例（縦60cm×横60cm以上）



〈3〉 三方が堅牢な囲いに接する場合



開口部から見た図



隔離距離の基準

処分基準

- ・ 機器や、処分（再生を含む。）に伴って生じる汚水が飛散、流出、地下浸透しないような措置を講じ、さらに悪臭、振動、騒音の発生を防止すること
- ・ 電池やバッテリー等の火災の原因となるものを取り除いて処分（再生を含む。）すること
- ・ エアコン、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機、テレビを処分（再生を含む。）する場合には、環境大臣が定める方法で処分すること

帳簿の作成・保管

- 有害使用済機器の保管を行う場合、以下の事項を記載した帳簿を整備すること
 - ・ 受入年月日、受入先ごとの受入量、受け入れた有害使用済機器の品目
 - ・ 搬出先ごとの搬出年月日、搬出量、品目
- 有害使用済機器の処分を行う場合、以下の事項を記載した帳簿を整備すること
 - ・ 処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分した有害使用済機器の品目
 - ・ 処分に伴って生じた廃棄物等の持出年月日、持出先ごとの持出量、処分した有害使用済機器の品目
- 帳簿は1年ごとに閉鎖し、事業場ごとに5年間保存すること

命令・罰則

● 命令

- ・保管基準又は処分基準に適合しない有害使用済機器の保管又は処分が行われた場合には、都道府県知事等はその方法の変更、その他必要な措置を命じることができる。(改善命令)
- ・保管基準又は処分基準に適合しない保管又は処分に起因して生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、都道府県知事等は支障を除去するために必要な措置を命じることができる。(措置命令)

● 罰則

- ・無届営業：30万円以下の罰金
- ・改善命令違反：3年以下の懲役か300万円以下の罰金又はその両方
- ・措置命令違反：5年以下の懲役か1,000万円以下の罰金又はその両方

届出事項等

● 届出事項（新規届出の場合）

- ・氏名又は名称、住所、代表者氏名、事業の範囲、事務所及び事業場の所在地、事業場敷地面積等

※届出様式や記載例については、岡山県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/page/547926.html>



● 届出時期

- ・事業開始前10日前までに届出
- ・届け出た事項を変更する場合は変更する10日前までに届出
- ・一部又は全部を廃止する場合は廃止後10日以内に届出

届出先・問合せ先

	担当課	所在地	連絡先	管轄区域
岡山県	環境文化部 循環型社会推進課	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7307	
	備前県民局 地域政策部環境課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	086-233-9805	玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
	備中県民局 地域政策部環境課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7007	笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
	美作県民局 地域政策部環境課	〒708-8506 津山市山下53	0868-23-1243	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
岡山市環境局 環境事業課	〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1	086-803-1297	岡山市	
倉敷市環境リサイクル局 一般廃棄物対策課	〒710-8565 倉敷市西中新田640	086-426-3375	倉敷市	

